

○朝霞市景観規則

平成28年 3 月 30日規則第17号

改正

平成31年 2 月 20日規則第 3 号

令和 2 年 3 月 27日規則第18号

令和 3 年10月 1 日規則第24号

令和 4 年 3 月 29日規則第16号

朝霞市景観規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、朝霞市景観条例（平成27年朝霞市条例第24号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(景観計画の提案)

第 2 条 法第11条第 1 項及び第 2 項の規定による提案並びに条例第10条第 1 項の規定による協議は、景観計画提案書又は景観計画提案事前協議書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 提案に係る区域を示す図書

(2) 景観計画の素案

(3) 法第11条第 3 項の当該区域内の土地所有者等の一覧及び同意書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前協議)

第 3 条 条例第15条の協議（以下「事前協議」という。）は、事前協議書（様式第 2 号）に次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 法第16条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第 1 条第 2 項第 1 号及び第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる図書

(2) 条例第11条第 2 項に掲げる行為 第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる図書

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の結果を事前協議結果通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第5号）に、前条第1項に掲げる図書のうち変更に係る図書及び第6条第1項に規定する図書を添付して行うものとする。

（届出の対象）

第5条 条例第12条第1項第1号の規則で定める仮設建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物とする。

2 条例第12条第1項第2号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規模とする。ただし、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成20年朝霞市条例第31号）第2条第2項第9号に規定する開発区域（同項第8号ウに係る土地の区域を除く。）における建築行為のうち建築等で建築物の新築、増築、改築又は移転（以下「建築行為」という。）であるもの（当該開発区域において、建築物を除却し、当該建築物に係る敷地内に一戸建て住宅の建築行為を行う場合を除く。）については、全ての規模とする。

（1） 景観づくり重点地区以外の景観計画区域 別表第1の左欄に掲げる景観ゾーン区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の右欄に掲げる規模

（2） 景観づくり重点地区 別表第2の左欄に掲げる景観づくり重点地区に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の右欄に掲げる規模

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

（1） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる工作物

（2） 旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号の電気事業者の保安通信設備用の工作物その他これらに類する工作物

（3） 屋外に設置する自動販売機

（4） 門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物

（行為の届出に係る添付図書）

第6条 条例第13条の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、第3条第1項に規定する事前協議が終了した場合にあっては、省令第1条第3項の規定により当該図書の添付を省略することができる。

（1） 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為にあっては、次に掲げるもの

ア 行為を行う景観ゾーン区分に係る景観づくり基準対応説明書（様式第 6 号。以下「対応説明書（ゾーン）」という。）（当該行為を行う地区が景観づくり重点地区である場合を除く。）

イ 行為を行う景観づくり重点地区に係る景観づくり基準対応説明書（様式第 6 号の 2。以下「対応説明書（重点地区）」という。）（当該行為を行う地区が景観づくり重点地区である場合に限る。）

ウ その他市長が必要と認める図書

(2) 条例第11条第 2 項に掲げる行為（以下「物件の堆積」という。）にあつては、次に掲げるもの

ア 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の 1 以上のもの

イ 物件の堆積を行う土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面

エ 堆積する物件の周囲に設置する遮蔽物の状況を表示する図面

オ 対応説明書（ゾーン）（当該行為を行う地区が景観づくり重点地区である場合を除く。）

カ 対応説明書（重点地区）（当該行為を行う地区が景観づくり重点地区である場合に限る。）

キ その他市長が必要と認める図書

2 省令第 1 条第 2 項第 1 号ニに規定する立面図は、建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数の立面図とし、マンセル値（日本産業規格 Z 8721 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値をいう。）を表示したものとする。

（適合通知）

第 7 条 市長は、法第16条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認める場合は景観計画区域内における行為の適合通知書（様式第 7 号）により、適合しないと認める場合は景観計画区域内における行為の不適合通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（勧告）

第 8 条 法第16条第 3 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 9 号）により行うものとする。

（変更命令）

第 9 条 法第17条第 1 項の規定による命令は、変更命令書（様式第10号）により行うものとする。

（期間の延長）

第10条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第11号）により行うものとする。

（原状回復等命令）

第11条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第12号）により行うものとする。

（身分証明書）

第12条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第13号）とする。

（行為の着手制限の期間短縮）

第13条 市長は、第3条第2項の規定による通知をした場合において、当該通知に係る法定届出が行われ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について法第18条第2項の規定による期間の短縮をするものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項の期間を短縮したときは、行為の着手制限の期間短縮通知書（様式第14号）により、その旨を法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（報告）

第14条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

（1） 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき 当該法定届出をした者

（2） 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき 当該行為を行っている者

（行為の完了等の報告）

第15条 条例第18条の規定による報告は、次に掲げる報告書により速やかに行うものとする。

（1） 景観計画区域内における行為の完了報告書（様式第15号）

（2） 景観計画区域内における行為の中止報告書（様式第16号）

2 前項第1号の報告書には、法定届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真並びに撮影位置及び方向を示した図面を添付しなければならない。

（景観重要建造物の指定の提案等）

第16条 法第20条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の提案

は、景観重要建造物指定提案書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１） 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

（２） 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

（３） 法第20条第1項の合意を得たことを証する書類

2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定提案結果通知書（様式第18号）により行うものとする。

（景観重要建造物の指定の通知等）

第17条 法第21条第1項（法第27条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要建造物指定（指定解除）通知書（様式第19号）により行うものとする。

2 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物指定標識（様式第20号）とする。

3 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の指定の提案等）

第18条 法第29条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第21号）により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定提案結果通知書（様式第22号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第19条 法第30条第1項（法第35条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要樹木指定（指定解除）通知書（様式第23号）により行うものとする。

2 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木指定標識（様式第24号）とする。

3 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要建造物等の現状変更）

第20条 法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第25号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１） 景観重要建造物

ア 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

イ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

ウ 法第20条第1項の合意を得たことを証する書類

（２） 景観重要樹木

ア 当該行為の施行方法を明らかにする図面

イ 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面

ウ 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真

エ 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請行為に係る許可をしたときは景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書（様式第26号）により、許可をしないときは景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書（様式第27号）により通知するものとする。

3 法第22条第4項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による協議は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（様式第28号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の原状回復命令等）

第21条 法第23条第1項（法第32条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書（様式第29号）により行うものとする。

2 法第26条又は第34条の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する命令書（様式第30号）により行うものとする。

3 法第26条又は第34条の規定による勧告は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する勧告書（様式第31号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第22条 法第43条に規定する届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第32号）により行うものとする。

（景観重要建造物等の台帳）

第23条 法第44条第1項の台帳は、景観重要建造物（樹木）台帳（様式第33号）とする。

（景観協定の認可の申請）

第23条の2 法第81条第4項又は法第90条第1項の認可の申請は、景観協定認可申請書（様式第33号の2）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

（1） 当該景観協定に係る協定書の写し

（2） 景観協定に関する調書（様式第33号の3）

（3） 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

（4） 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面（縮尺50,000分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。次条第1項第4号、第23条の4第1項第4号及び第23条の5第2号において「景観協定に係る位置

図」という。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の認可の申請があった場合において、当該申請行為に係る認可をしたとき又は認可をしないときは、景観協定認可（不認可）通知書（様式第33号の4）により通知するものとする。

（景観協定の変更認可の申請）

第23条の3 法第84条第1項の認可の申請は、景観協定変更認可申請書（様式第33号の5）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定に関する調書

(3) 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(4) 景観協定に係る位置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の認可の申請があった場合において、当該申請行為に係る認可をしたとき又は認可をしないときは、景観協定変更認可（不認可）通知書（様式第33号の6）により通知するものとする。

（景観協定の廃止認可の申請）

第23条の4 法第88条第1項の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（様式第33号の7）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 法第88条第1項の合意を証する書類

(2) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(3) 景観協定に関する調書

(4) 景観協定に係る位置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の認可の申請があった場合において、当該申請行為に係る認可をしたとき又は認可をしないときは、景観協定廃止認可（不認可）通知書（様式第33号の8）により通知するものとする。

（景観協定発効の届出）

第23条の5 法第90条第1項の認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内において当該景観協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなったときは、景観協定発効届出書（様式第33号の9）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 2以上の土地所有者等が存することを証する書類

(2) 景観協定に係る位置図

（景観づくり団体の認定等）

第24条 条例第26条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の活動が、景観計画に定めるゾーン別景観づくりの方針等の趣旨に適合し、良好な景観の形成に資すると認められるものであること。
- (2) 団体の活動が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。
- (3) 団体の活動が、営利、政治又は宗教に係る活動でないこと。

2 条例第26条第2項の規定による認定の申請は、景観づくり団体認定（変更）申請書（様式第34号。以下「団体認定（変更）申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して行うものとする。

- (1) 団体規約
- (2) 活動区域を示す図面又は活動の範囲
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第26条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、景観づくり団体認定（不認定）通知書（様式第35号）により通知するものとする。

4 条例第26条第2項の規定による申請内容の変更をするときは、団体認定（変更）申請書に、第2項各号に掲げる事項を記載した書類のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

5 条例第26条第3項の規定による届出は、景観づくり団体廃止届出書（様式第36号）により行うものとする。

6 条例第26条第4項の規定による認定の取消しの申出は、景観づくり団体認定取消申出書（様式第37号）により行うものとする。

7 市長は、条例第26条第4項の規定による認定の取消しをしたときは、景観づくり団体認定取消通知書（様式第38号）により通知するものとする。

（景観づくり協定の認定等）

第25条 条例第27条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観づくり協定（以下「協定」という。）の内容が景観計画の趣旨に適合し、その区域内における良好な景観の形成に資すると認められるものであること。
- (2) 協定の内容について、その区域内の土地の所有者及び借地権を有する者の3分の2以上の合意が得られていること。
- (3) 協定の内容が土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。
- (4) 協定の有効期間が1年以上5年以下であること。

2 条例第27条第2項の規定による協定の認定の申請は、景観づくり協定認定（変更）申請書（様式第39号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（1） 協定に係る区域図

（2） 協定書の写し

（3） 申請をする者が協定の代表者であることを証する書類

（4） 協定に係る区域の土地の所有者及び借地権を有する者の3分の2以上の合意を得たことを証する書類

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第27条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、景観づくり協定認定（不認定）通知書（様式第40号）により通知するものとする。

4 条例第27条第2項の規定による変更の申請は、景観づくり協定認定（変更）申請書に、第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

5 条例第27条第3項の更新は、景観づくり協定更新申請書（様式第41号）により行うものとする。

6 条例第27条第4項の規定による届出は、景観づくり協定廃止届出書（様式第42号）により行うものとする。

7 条例第27条第5項の規定による申出は、景観づくり協定認定取消申出書（様式第43号）により行うものとする。

8 市長は、条例第27条第5項の規定による認定の取消しをしたときは、景観づくり協定認定取消通知書（様式第44号）により、通知するものとする。

（あさか景観資源の選定等の通知）

第26条 条例第29条第3項の規定による選定の通知は、あさか景観資源選定通知書（様式第45号）により行うものとする。

2 条例第29条第3項の規定による選定の解除の通知は、あさか景観資源選定解除通知書（様式第46号）により行うものとする。

（朝霞市景観アドバイザー）

第27条 条例第42条第1項に規定する朝霞市景観アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 朝霞市景観アドバイザーの定数は、3人以内とする。

（委任）

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第5条第2項ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第8条第1項に規定する構想の届出がなされた開発区域における建築行為から適用する。

附 則（平成31年2月20日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年3月27日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に次の1条を加える改正規定及び第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年10月1日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に開始する建築行為に適用する。

3 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成20年朝霞市条例第31号）第8条第1項に規定による構想届出の提出があった、開発区域における建築行為について適用し、同日前に同項の規定による構想届出の提出があった、開発区域における建築行為については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

景観ゾーン区分	行為の種類	規模
水と緑を活かすゾーン	法第16条第1項第1号に規定する行為で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）でないもの	当該行為に係る高さが10メートルを超えるもの又は敷地面積が500平方メートル以上のもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 （1）面積が3,000平方メートル未満の開発区域における複数の一戸建て住宅 （2）面積が500平方メートル以上の敷地における延べ面積が50平方メートル以下の建築物 （3）面積が500平方メートル以上の敷地における高さが10メートル以下かつ延べ面積が200平方メートル以下の一戸建ての住宅 （4）景観計画に定める色彩の基準に適合し、かつ、景観づくり基準に配慮する旨が定められた朝霞市建築協定条例（昭和48年朝霞市条例第1号）第2条に規定する建築協定又は法第81条に規定する景観協定の区域における建築物
	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る高さが10メートルを超えるもの又は敷地面積が500平方メートル以上のもの

	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等でないもの	当該行為に係る工作物が建築基準法施行令第138条第1項第2号に掲げるものである場合は高さが10メートルを超え、当該行為に係る工作物が同項第2号に掲げるものである場合は高さが15メートルを超えるもの
	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る工作物が建築基準法施行令第138条第1項第2号に掲げるものである場合は高さが15メートルを超え、当該行為に係る同号に掲げるもの以外である場合は高さが10メートルを超えるもの
	法第16条第1項第3号に規定する行為	当該行為に係る開発区域の面積が500平方メートル以上のもの
	法第16条第1項第4号に規定する行為（当該行為に係る高さが1メートル以上のものに限る。）	当該行為に係る物件の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以上のもの又は堆積の高さが1.5メートルを超えるもの
安全で快適な住まいゾーン	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等でないもの	当該行為に係る高さが15メートルを超えるもの又は敷地面積が500平方メートル以上のもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 （1）面積が3,000平方メートル未満の開発区域における複数の一戸建て住宅

		(2) 面積が500平方メートル以上の敷地における延べ面積が50平方メートル以下の建築物 (3) 面積が500平方メートル以上の敷地における高さが10メートル以下かつ延べ面積が200平方メートル以下の一戸建ての住宅 (4) 景観計画に定める色彩の基準に適合し、かつ、景観づくり基準に配慮する旨が定められた朝霞市建築協定条例（昭和48年朝霞市条例第1号）第2条に規定する建築協定又は法第81条に規定する景観協定の区域における建築物
	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る高さが15メートルを超えるもの又は敷地面積が500平方メートル以上のもの
	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等でないもの	当該行為に係る高さが15メートルを超えるもの
	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る高さが15メートルを超えるもの
商業にぎわいゾーン	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修	当該行為に係る高さが10メートルを超えるもの又は敷地面積が500

繕等でないもの	平方メートル以上のもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 (1) 面積が3,000平方メートル未満の開発区域における複数の一戸建て住宅 (2) 面積が500平方メートル以上の敷地における延べ面積が50平方メートル以下の建築物 (3) 面積が500平方メートル以上の敷地における高さが10メートル以下かつ延べ面積が200平方メートル以下の一戸建ての住宅 (4) 景観計画に定める色彩の基準に適合し、かつ、景観づくり基準に配慮する旨が定められた朝霞市建築協定条例（昭和48年朝霞市条例第1号）第2条に規定する建築協定又は法第81条に規定する景観協定の区域における建築物
法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る高さが10メートルを超えるもの又は敷地面積が500平方メートル以上のもの
法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等でないもの	当該行為に係る工作物が建築基準法施行令第138条第1項第2号に掲げるものである場合は高さが15メートルを超え、当該行為に係る同号に掲げるもの以外である場合

		は高さが10メートルを超えるもの
	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の3分の1を超えるもののうち、当該行為に係る工作物が建築基準法施行令第138条第1項第2号に掲げるものである場合は高さが15メートルを超え、当該行為に係る同号に掲げるもの以外である場合は高さが10メートルを超えるもの

備考 ただし書により届出の対象から除外される規模に係る建築行為にあつては、景観計画に定める色彩の基準に適合し、かつ、景観づくり基準に配慮するよう努めるものとする。

別表第2（第5条関係）

景観づくり重点地区	行為の種類	規模	
シンボルロード周辺エリア 及び黒目川沿川エリア	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等でないもの	全ての規模	
	法第16条第1項第1号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の10分の1を超えるもの	
	法第16条第1項第2号に規定する行為で、修繕等でないもの	当該行為に係る工作物が第5条第3項第1号に掲げるものである場合	全ての規模
		当該行為に係る	高さが15メートル

		工作物が第 5 条第 3 項第 2 号に掲げるものである場合	を超えるもの
		当該行為に係る工作物が第 5 条第 3 項第 3 号に掲げるものである場合	全ての規模
		当該行為に係る工作物が第 5 条第 3 項第 4 号に掲げるものである場合	高さが 1.5 メートルを超えるもの
	法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する行為で、修繕等であるもの	当該行為に係る工作物が第 5 条第 3 項第 1 号に掲げるものである場合	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の 10 分の 1 を超えるもの
		当該行為に係る工作物が第 5 条第 3 項第 2 号に掲げるものである場合	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の 10 分の 1 を超えるもののうち、当該行為に係る高さが 15 メートルを超えるもの
		当該行為に係る工作物が第 5 条第 3 項第 3 号に掲げるものである場合	当該行為に係る面積がいずれかの立面で当該立面の面積の 10 分の 1 を超えるもの

		る場合	えるもの
		当該行為に係る 工作物が第5条 第3項第4号に 掲げるものである 場合	当該行為に係る面 積がいずれかの立 面で当該立面の面 積の10分の1を超 えるもののうち、 当該行為に係る高 さが1.5メートル を超えるもの
	法第16条第1項第3 号に規定する行為	全ての規模	
	法第16条第1項第4 号に規定する行為 (当該行為に係る高 さが1メートル以上 のものに限る。)	全ての規模	

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 1 号（第 2 条関係）

景観計画〔提案書
提案事前協議書〕
年 月 日

朝霞市長 宛て

提案者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

〔景観法第 11 条〔第 1 項
第 2 項〕
朝霞市景観条例第 10 条〕の規定により、関係図書を添付して、下記のとおり景観
計画の提案をします。

記

計画提案区域の名称 (地区名)	
計画提案区域の面積	
提 案 の 概 要 等	

- 備考 この提案書には、次に掲げる図書を添付してください。
- 1 提案に係る区域を示す図書
 - 2 景観計画の素案
 - 3 景観法第 11 条第 3 項の当該区域内の土地所有者等の一覧及び同意書
 - 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）
様式第 2 号（第 3 条関係）

(表)
事前協議書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画の区域内において予定する次の行為について、朝霞市景観条例第 1 5 条の規
定により、関係図書を添えて次のとおり事前協議を申し出ます。

行為の場所		景観ゾーン 区分	☐ 水と緑を活かすゾーン ☐ 安全で快適な住まいゾーン ☐ 商業にぎわいゾーン			
		景観づくり 重点地区	☐ シンボルロード周辺エリア ☐ 黒目川沿川エリア			
		地名地番				
行 為 の 種 類	☐ 建築物の建 築等 開発許可番号 年 月 日 第 号 区画数 区画	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）			
		用途			高さ m	階数 階
		敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡		延べ床面積 ㎡	
	☐ 工作物の建 設等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）			
		用途			高さ m	築造面積 ㎡
		行為の目的		開発区域の面積 ㎡		
	のり面及び擁壁の高さ m			のり面及び擁壁の長さ m		
	☐ 物件の堆積	種類	高さ m		遮蔽物の高さ m	土地の面積 ㎡

(裏)

行 為 の 種 類	建築物の建築等・工作物の建設等・物件の増積	第一 立面	区 分					割合 (%)
			彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			点 滅	光 源	☐ 有	☐ 無		
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					1 0 0
		第二 立面	区 分					割合 (%)
			彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			点 滅	光 源	☐ 有	☐ 無		
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					1 0 0
		第三 立面	区 分					割合 (%)
			彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			点 滅	光 源	☐ 有	☐ 無		
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					1 0 0
		第四 立面	区 分					割合 (%)
			彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			点 滅	光 源	☐ 有	☐ 無		
			屋 外 広 告 物	☐ 有	☐ 無			
			彩色が施されていない部分	素材名				
			計					1 0 0
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日			

備考

- 1 該当する口にレ印を付してください。
- 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載してください。
- 3 色相欄、明度欄及び彩度欄には、マンセル値を記載してください。
- 4 各立面において制限色を使用していない場合は、割合の記載は不要です。

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 3 条関係）

事前協議結果通知書

第 年 月 号
日

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで協議のあった下記の行為について、朝霞市景観規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
指 導 助 言 事 項	

様式第 4 号（第 4 条関係）
様式第 4 号（第 4 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所		景観ゾーン 区分	☐ 水と緑を活かすゾーン ☐ 安全で快適な住まいゾーン ☐ 商業にぎわいゾーン			
		景観づくり 重点地区	☐ シンボルロード周辺エリア ☐ 黒目川沿川エリア			
		地名地番				
行 為 の 種 類	☐ 建築物の建 築等 開発許可番号 年 月 日 第 号 区画数 区画	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）			
		用途	高さ m		階数 階	
		敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡		延べ床面積 ㎡	
	☐ 工作物の建 設等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）			
		用途	高さ m		築造面積 ㎡	
		☐ 開発行為 開発許可番号 年 月 日 第 号 区画数 区画	行為の目的		開発区域の面積 ㎡	
	のり面及び擁壁の高さ m		のり面及び擁壁の長さ m			
	☐ 物件の堆積	種類	高さ m		遮蔽物の高さ m	土地の面積 ㎡

(裏)

行 為 の 種 類	建築物の建築等・工作物の建設等・物件の増積	第一 立面	区 分					割合 (%)		
			彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度			
			点 滅 光 源	☐ 有		☐ 無				
			屋 外 広 告 物	☐ 有		☐ 無				
			彩色が施されていない部分	素材名						
			計						1 0 0	
			第二 立面	区 分					割合 (%)	
				彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度		
				点 滅 光 源	☐ 有		☐ 無			
				屋 外 広 告 物	☐ 有		☐ 無			
				彩色が施されていない部分	素材名					
				計						1 0 0
				第三 立面	区 分					割合 (%)
					彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
		点 滅 光 源			☐ 有		☐ 無			
		屋 外 広 告 物			☐ 有		☐ 無			
		彩色が施されていない部分			素材名					
		計						1 0 0		
		第四 立面			区 分					割合 (%)
					彩色が施されている部分	色彩(マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
			点 滅 光 源		☐ 有		☐ 無			
			屋 外 広 告 物		☐ 有		☐ 無			
			彩色が施されていない部分		素材名					
			計						1 0 0	
			行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
			事前協議結果通知書		年 月 日	第	号			

備考

- 1 該当する口にレ印を付してください。
- 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載してください。
- 3 色相欄、明度欄及び彩度欄には、マンセル値を記載してください。
- 4 各立面において制限色を使用していない場合は、割合の記載は不要です。

様式第 5 号（第 4 条関係）

様式第 5 号（第 4 条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内 における行為の 届出書受付番号	年 月 日 第 号		
行為の場所	景観ゾーン 区分	☐ 水と緑を活かすゾーン ☐ 安全で快適な住まいゾーン ☐ 商業にぎわいゾーン	
	景観づくり 重点地区	☐ シンボルロード周辺エリア ☐ 黒目川沿川エリア	
	地名地番		
変更内容	変更前		変更後
変更理由			

備考 該当する□にレ印を付してください。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

行為の場所	景観ゾーン 地名地番	水と緑を活かすゾーン	
行為の種類	☐ 建築物の建築等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更)
	☐ 工作物の建設等		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更)
	☐ 開発行為		
	☐ 物件の堆積	遮蔽物	☐ 植栽 ☐ 銅板 ☐ その他()
建築物・工作物	勧告・変更命令基準	☐ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面(着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。)の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。	
物件の堆積	勧告基準	☐ 堆積の高さが3mを超えない。 ☐ 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。 ☐ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩の面積が、遮蔽物の外観のうち各立面につき、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。	
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺景観の中でのあり方	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 (具体的な留意点：) ☐ 斜面林の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。 (具体的な配慮事項：) ☐ 河川沿いからの眺めに配慮し、斜面林等の地域の景観の特徴付けている要素への眺めを阻害しない配置及び規模としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 東林橋からの下流方向の見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない規模としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 東武東上線の車窓からの上流方向の開放的な眺めに配慮した規模としている。	

		具体的な配慮事項：
		□ 建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。 具体的な配慮事項：
		□ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じさせないようにしている。 具体的な配慮事項：
		□ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態としている。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 具体的な配慮事項：
	形態・意匠・色彩等	□ 河川沿いからの眺めに配慮し、長大な擁壁が生じない造成、形態の分節、分割等によって、周辺の景観になじませている。 具体的な配慮事項：
		□ 東林橋からの下流方向の見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない形態及び意匠としている。 具体的な配慮事項：
		□ 東武東上線の車窓からの上流方向の開放的な眺めに配慮した形態及び意匠としている。 具体的な配慮事項：
		□ 外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。 具体的な配慮事項：
		□ 外壁及び屋根の基調色は、水辺や樹木及び樹林と調和する低彩度色とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。

	具体的な配慮事項： ☐ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項： ☐ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で遮蔽している。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項：
外構・植栽等	☐ 敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、埼玉県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 具体的な配慮事項： ☐ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。 具体的な配慮事項： ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 具体的な配慮事項： ☐ 塙、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材及び色彩としている。 具体的な配慮事項： ☐ 擁壁は、圧迫感を生じないように配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周囲の景観になじませている。 具体的な配慮事項： ☐ 駐車場及び駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。 具体的な配慮事項： ☐ 外観を構成するものに照明を設ける場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。

	具体的な配慮事項： ☐ 敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 具体的な配慮事項：
開発行為	☐ 地域の景観を改変しないよう、長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。ただし、建築基準法及び都市計画法の関係規定を遵守すること。 具体的な配慮事項： ☐ のり面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。 具体的な配慮事項： ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 具体的な配慮事項： ☐ 計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 具体的な配慮事項：
物件の堆積	☐ 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。 具体的な配慮事項： ☐ 河川沿いには、できる限り出入口を設けていない。やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置している。 具体的な配慮事項： ☐ 物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材や色彩とし、別表の色彩基準に該当する色彩の使用を控えている。 具体的な配慮事項：

備考 該当する□にレ印を付してください。
(該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。)

景観づくり基準対応説明書
(安全で快適な住まいゾーン)

行為の場所	景観ゾーン	安全で快適な住まいゾーン	
	地名地番		
行為の種類	☐ 建築物の建築等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更)
	☐ 工作物の建設等		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更)
建築物・工作物	勧告・変更命令基準	☐ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。	
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺景観の中でのあり方	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 (具体的な留意点：) ☐ 斜面林の稜線や神社仏閣等の地域の優れた眺望、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。 (具体的な配慮事項：)	
	形態・意匠・色彩等	☐ 建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じさせないようにしている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 歩行者の通行が多い道路沿道では、通りの連続性に配慮した配置及び規模や、歩行者にゆとりを与える配置としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや他の建築物の形態と調和した形態としている。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。 (具体的な配慮事項：)	

	□ 外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 外壁及び屋根の基調色は、落ち着いたあるまじなみをつくり、周辺の樹木及び樹林と調和する低彩度色とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項：〔 〕
外構・植栽等	□ 敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 塙、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態及び意匠、素材や色彩としている。 具体的な配慮事項：〔 〕 □ 擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周囲の景観になじませている。

	具体的な配慮事項： ☐ 駐車場、駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩としている。 具体的な配慮事項： ☐ 外観を構成するものに照明を設置する場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。 具体的な配慮事項： ☐ 敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 具体的な配慮事項：
--	---

備考 該当する□にレ印を付してください。
(該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。)

景観づくり基準対応説明書
(商業にぎわいゾーン)

行為の場所	景観ゾーン 地名地番	商業にぎわいゾーン	
行為の種類	□建築物の 建築等	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(□修繕 □模様替 □色彩変更)
	□工作物の 建設等		□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(□修繕 □模様替 □色彩変更)
建築物・工 作物	勧告・変更命 令基準	□ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点 滅する光源が形成する各立面(着色していない石、 土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる 外観の部分を除く。)の面積が、当該立面の面積の 合計の3分の1を超えない。	
建築物の建 築等・工作 物の建設等	周辺景観の中 でのあり方	☐ 店域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の 景観に与える影響に留意している。 (具体的な留意点：) ☐ 斜面林の緑線や神社仏閣等の地域の優れた眺望を 大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保 全に配慮している。 (具体的な配慮事項：)	
	形態・意匠・ 色彩等	☐ 建築物の外壁等、外観を構成するものは、周辺の 景観と調和した素材や色彩としている。また、外観 を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と 調和した光色等としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配 慮し、圧迫感を生じないようにしている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 歩行者の通行が多い道路沿道では、低層部や出入 口部において、自然素材の活用や開放的なしつらえ 等により、歩行者が魅力を感じる形態及び意匠とし ている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物の形 態と調和した形態としている。外観を構成するもの は、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえ ている。	

	具体的な配慮事項： □ 外壁等外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けている。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。 具体的な配慮事項： □ 外壁及び屋根の基調色は、つながりや魅力のあるまちなみをつくるあたたかみのある色彩とし、朝霞市景観計画の色彩基準に十分配慮した色彩としている。 具体的な配慮事項： □ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項： □ 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で遮蔽している。ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 具体的な配慮事項：
外構・植栽等	□ 敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 具体的な配慮事項： □ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や、歩行者が魅力を感じる配置としている。 具体的な配慮事項： □ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 具体的な配慮事項： □ 塀、垣及び柵は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材及び色彩としている。 具体的な配慮事項： □ 擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。

	具体的な配慮事項： ☐ 駐車場、駐輪場、ごみ置場等の付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材及び色影としている。 具体的な配慮事項： ☐ 外観を構成するものに照明を設置する場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。 具体的な配慮事項： ☐ 敷地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 具体的な配慮事項：
--	--

備考 該当する□にレ印を付してください。
(該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。)

様式第 6 号の 2（第 6 条関係）

様式第 6 号の 2（第 6 条関係）

景観づくり基準対応説明書（重点地区）

行為の場所	景観づくり重点地区の名称	シンボルロード周辺エリア	
	地名地番		
行為の種類	☐ 建築物の建築等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）
	☐ 工作物の建設等		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）
	☐ 開発行為		
	☐ 物件の堆積	遮蔽物	☐ 植栽 ☐ 鋼板 ☐ その他（ ）
建築物・工作物	勧告・変更命令基準	☐ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源を外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。）	
物件の堆積	勧告基準	☐ 堆積の高さが 3mを超えない。 ☐ 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。 ☐ 朝霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩を遮蔽物の外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。）	
建築物の建築等・工作物の建設等	ア 【周辺景観の中でのあり方】	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 （具体的な留意点： ） ☐ ケヤキ並木等の優れた景観資源を活かした眺望を大切にし、ケヤキ並木の起点、終点からの眺望、エリア全体の景観の一体性や調和に努めている。 （具体的な配慮事項： ）	
	イ 【配置・規模】	☐ 周辺の景観からの突出感や違和感がなく、周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮し、落ち着いた配置及び規模としている。 （具体的な配慮事項： ） ☐ 周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感が生じないような配置及び規模としている。 （具体的な配慮事項： ） ☐ 建築物等の開口部を道路側へ向けることによ	

	り、沿道部分への日照や開放感のある視界を確保し、歩行者が快適に楽しく歩けるとともに、建築物から外の景色を楽しみながらくつろげるよう工夫している。 〔具体的な配慮事項：〕
ウ 【形態・意匠・色彩】	□ 外観を構成する部分については、ケヤキ並木や周辺の景観との調和に配慮した落ち着いた形態、意匠、素材及び色彩としている。 〔具体的な配慮事項：〕 □ 外壁、屋根その他の外観を構成する部分の基調色は、できる限り低彩度色を使用し、ケヤキ並木や周辺の景観との調和に配慮している。 〔具体的な配慮事項：〕 □ 強調色やアクセント色を使用する場合は、景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」の色彩基準を遵守するとともに、低層部に配色する等、魅力的な外観となるよう工夫している。 〔具体的な配慮事項：〕 □ 必要以上に色数を増やさないこととし、多色使いする際等は、沿道からの見え方を意識し、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。 〔具体的な配慮事項：〕
エ 【屋外・屋上設備等】	□ 屋外階段、配管、ダクト、室外機、高架水槽その他の建築設備は、できる限り沿道から見えにくいよう設置場所を工夫するとともに、やむを得ず沿道から見える位置に配置する場合には、ルーバー等の覆いを設け、その色彩を工夫する等、建築物本体との一体性の確保に配慮している。 〔具体的な配慮事項：〕
オ 【外構・自動販売機】	□ 外構は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路等、周辺の景観との調和に配慮した色調や素材としている。 〔具体的な配慮事項：〕 □ 塙、垣及び柵は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。

	具体的な配慮事項： □ 擁壁は、圧迫感が生じないよう配置や形態の分節及び分割、表面処理等によって周辺の景観になじませている。 具体的な配慮事項： □ 駐車場、駐輪場その他の附属施設の外観を構成するものは、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。 具体的な配慮事項： □ ごみ集積所は、沿道からできる限り見えないよう設置場所に配慮するとともに、遮蔽や周囲の緑化等、適切な修景等の工夫を行っている。 具体的な配慮事項： □ 自動販売機は、沿道からの見え方に配慮して配置するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた意匠や色彩（清涼飲料自販機協議会により推奨される基調となる色彩（マンセル表色系（5 Y 7.5 / 1.5））をいう。）を採用し、必要に応じて適切な修景等の工夫を行っている。 具体的な配慮事項： □ 敷地内の駐車場等の路面は、周辺の景観との調和に配慮した色彩としている。 具体的な配慮事項：
カ 【緑化・植栽等】	□ 植栽は、周辺のまちなみからも緑の広がりを感じられるよう、ケヤキ並木やツツジ等と連続性を持たせる等、歩行者が魅力を感じる配置としている。 具体的な配慮事項： □ 在来種の採用等により、地域固有の景観や生態系の保全及び育成に配慮している。 具体的な配慮事項： □ 屋上や壁面への緑化を積極的に検討している。 具体的な配慮事項：

	キ 【照明】 ☐ 照明装置は、敷地内から出ないように設置場所を工夫し、点滅する照明を控え、周辺の景観との調和に配慮した光色等とするとともに、歩行者や通行車両等の安心及び安全に配慮した照射角度としている。 （具体的な配慮事項：） ☐ 昆虫の誘因特性の小さい光源を使用する等、生態系への影響に配慮している。 （具体的な配慮事項：） ☐ 光の量が多く、動きのある回転灯、サーチライト等は、使用していない。 （具体的な配慮事項：）
開発行為	☐ 地域の景観を改変しないよう、長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。 （具体的な配慮事項：） ☐ のり面や擁壁は、圧迫感が生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理等によってなじませている。 （具体的な配慮事項：） ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 （具体的な配慮事項：） ☐ 計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 （具体的な配慮事項：）
物件の堆積	☐ 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。 （具体的な配慮事項：） ☐ 物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した素材、色彩とすることとし、景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」の色彩基準を遵守している。 （具体的な配慮事項：）

備考 該当する□に印を付してください。
（該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。）

景観づくり基準対応説明書（重点地区）

行為の場所	景観づくり重点地区の名称	黒目川沿川エリア	
	地名地番		
行為の種類	☐ 建築物の建築等	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）
	☐ 工作物の建設等		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩変更）
	☐ 開発行為		
	☐ 物件の堆積	遮蔽物	☐ 植栽 ☐ 鋼板 ☐ その他（ ）
建築物・工作物	勧告・変更命令基準	☐ 輯霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源を外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。）	
物件の堆積	勧告基準	☐ 堆積の高さが3mを超えない。 ☐ 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。 ☐ 輯霞市景観計画の色彩基準に該当する色彩を遮蔽物の外観に係る部分に使用していない。（使用している場合は、各立面の面積の割合が色彩基準で定める面積の割合を満たしている又は色彩基準の適用除外である。）	
建築物の建築等・工作物の建設等	ア 【周辺景観の中でのあり方】	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 （具体的な留意点： ） ☐ 河川や桜並木等の優れた景観資源を活かした眺望を大切に、河川沿い、道路その他の公共の場所からの眺望、エリア全体の一体性や調和に努めている。 （具体的な配慮事項： ）	
	イ 【配置・規模】	☐ 新高橋、東林橋、浜結黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の桜並木への眺めを阻害しない配置及び規模としている。 （具体的な配慮事項： ） ☐ 東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した配置及び規模としている。 （具体的な配慮事項： ） ☐ 周辺の景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮し、落ち着いた	

	のある配置及び規模としている。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 周辺の景観との連続性に配慮するとともに、上層部の壁面を後退させる等、圧迫感が生じないような配置及び規模としている。 〔具体的な配慮事項：〕
ウ 【形態・意匠・色彩】	☐ 新高橋、東林橋、浜崎黒目橋からの見通しの確保に配慮し、黒目川の移並木への眺めを阻害しない形態及び意匠としている。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 東武東上線の車窓からの黒目川一帯の開放的な眺めに配慮した形態及び意匠としている。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 外観を構成する部分については、黒目川の水辺や緑と調和する落ち着いた色合いのある形態、意匠、素材及び色彩としている。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 外壁、屋根その他の外観を構成する部分の色彩は、できる限り低彩度色を使用するとともに、隣接する建築物と類似色相とする等、まちなみの連続性と周辺景観との調和に配慮している。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 必要以上に色数を増やさないこととし、多色使用の際は、沿道、橋、遊歩道等からの見え方を意識し、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮している。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、経年変化により見苦しくならないよう、耐久性及び耐候性に優れた素材や、年数とともに周囲に溶け込む素材（自然素材等）を使用するよう努めている。 〔具体的な配慮事項：〕 ☐ 黒目川の遊歩道や橋からの眺望に圧迫感を与えないよう工夫している。

	具体的な配慮事項：
エ 【屋外・屋上設備等】	□ 屋外階段、配管、ダクト、室外機、高架水槽その他の建築設備（屋上設備を含む）は、できる限り外部から見えにくいよう設置場所を工夫するとともに、やむを得ず見える位置に配置する場合には、植栽やルーバー等の覆いを設け、色彩を工夫する等、建築物本体との一体性の確保に配慮している。 具体的な配慮事項：
オ 【外構・自動販売機】	□ 計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 具体的な配慮事項： □ 門、塙、垣及び柵は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とするとともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）等の自然素材を採用して積極的な緑化に配慮している。 具体的な配慮事項： □ 擁壁は、圧迫感が生じないように配置や形態の分節及び分割、表面処理、色彩、緑化等によって周辺の景観になじませている。 具体的な配慮事項： □ 駐車場、駐輪場その他の附属施設の外観を構成するものは、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩としている。 具体的な配慮事項： □ ごみ集積所は、沿道、橋、遊歩道等からできる限り見えないよう設置場所に配慮するとともに、遮蔽や周囲の緑化等、適切な修景の工夫を行っている。 具体的な配慮事項： □ 自動販売機は、沿道、橋、遊歩道等からの見え方に配慮して配置するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた意匠や色彩（清涼飲料自販機協議会により推奨される基調となる色彩「マンセル表色系（5 Y 7. 5 / 1. 5）」）を

	採用し、必要に応じて適切な修景等の工夫を行っている。 具体的な配慮事項： □ 敷地内の駐車場等の路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めている。 具体的な配慮事項： □ 沿道、橋、遊歩道に面する部分では、花や緑によってまちなみを彩り、潤いや四季の変化を感じさせるよう工夫している。 具体的な配慮事項：
カ 【緑化・植栽等】	□ 敷地内の道路等の公共空間に面する部分には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 具体的な配慮事項： □ 水と緑の景観を広げるよう、敷地内を樹木や草花、生垣で緑化することに加え、屋上や壁面等、建物自体の緑化にも積極的に配慮している。 具体的な配慮事項： □ 黒目川沿いの樹木との連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じるよう、黒目川や沿道に向けた緑の配置に努めている。 具体的な配慮事項：
キ 【照明】	□ 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅したり色が変わる照明は控え、周辺の景観と調和した光色等としている。 具体的な配慮事項： □ 昆虫の誘因特性の小さい光源を使用する等、生態系への影響に配慮している。 具体的な配慮事項： □ 光の量が多く、動きのある回転灯やサーチライト等はできる限り使用していない。 具体的な配慮事項：

開発行為	☐ 地域の景観を改変しないよう、安全に配慮した上で長大なのり面や擁壁が生じない造成としている。 (具体的な配慮事項：) ☐ のり面や擁壁は、圧迫感を生じない配置や形態の分節及び分割、表面処理、色彩、緑化等によってなじませている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹林及び樹木の保全や高木等の植栽に努めている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 計画地内に湧水等の水辺がある場合は、これらの空間の保全及び活用に配慮している。 (具体的な配慮事項：) ☐ 開発区域内の駐車場等の路面は、一部緑化等により、無機質な印象とならない工夫をするよう努めている。 (具体的な配慮事項：) ☐ 塙、垣及び柵を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、素材及び色彩とするとともに、黒目川に面する部分では、生垣類やトレリス（木製の格子状フェンス）等の自然素材を採用して積極的な緑化に配慮している。 (具体的な配慮事項：)
物件の堆積	☐ 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺を植栽等で遮蔽している。 (具体的な配慮事項：) ☐ 黒目川沿いには、できる限り出入口を設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置している。 (具体的な配慮事項：) ☐ 物件の堆積の遮蔽物は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、及び色彩とすることとし、景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」の色彩基準を遵守している。 (具体的な配慮事項：)

備考 該当する□にレ印を付してください。
 (該当しない項目には、「該当なし」と記入してください。)

様式第 7 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）

景観計画区域内における行為の適合通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、朝霞市景観計画に定められた当該行為の制限に適合すると認めたので、朝霞市景観規則第 7 条の規定により通知します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
意 見 欄	

備考 当該行為の届出に係る設計又は施行方法に変更が生じた場合は、景観法第 16 条第 2 項の規定に基づき、変更の届出をする必要があります。

様式第 8 号（第 7 条関係）
様式第 8 号（第 7 条関係）

景観計画区域内における行為の不適合通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 

年 月 日付けで届出のあった下記の行為については、朝霞市景観計画に定められた当該行為の制限に適合しないと認められるので、朝霞市景観規則第 7 条の規定により通知します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
景観計画区域内における行為の届出書 受 付 番 号	第 号
意 見 欄	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 9 号（第 8 条関係）
様式第 9 号（第 8 条関係）

勸告書

第 年 月 日
号 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで届出のあった行為が、朝霞市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第 1 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを勧告します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
と る べ き 措 置	
適 合 し な い と 認 め ら れ る 理 由	
履 行 期 限	年 月 日

様式第10号（第9条関係）
様式第10号（第9条関係）

変更命令書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



あなたが（しようとする・した）行為が朝霞市景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項前段の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを命じます。

記

行為の場所	
行為の種類	
命令の内容	
命令の理由	
履行期限	年 月 日

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号（第10条関係）
様式第11号（第10条関係）

期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

朝霞市長 印

景観法第17条第4項前段の規定により、下記のとおり変更命令をすることができる期間を延長するので、同項後段の規定により通知します。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 延長する期間
年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
- 3 延長の理由

様式第12号（第11条関係）
様式第12号（第11条関係）

原状回復等命令書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 印

あなたが行った行為について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとることを命じましたが、当該命令に違反したと認められるので景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命令します。

記

行為の場所	
行為の種類	
命令の内容	
命令の理由	
履行期限	年 月 日

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号（第12条関係）

様式第13号（第12条関係）

（表面）

第	号	身 分 証 明 書	写 真	5. 5 c m
所 属				
職 氏 名				
上記の者は、景観法第17条第8項に規定により立入検査又は立入調査を行うことができる者であることを証明する。				
年 月 日 交 付				
朝霞市長				印
9 c m				

（裏面）

景観法（抜粋）
第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。
2～5 略
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下省略）
7 景観行政団体の長は、（中略）景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

様式第14号（第13条関係）

様式第14号（第13条関係）

行為の着手制限の期間短縮通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第18条第2項及び朝霞市景観規則第13条第1項の規定により、景観法第18条第1項に規定する期間を下記のとおり短縮します。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 事前協議結果通知書の年月日及び文書番号

年 月 日 第 号

4 行為の着手制限の短縮期間

日間（ 年 月 日から着手できます。）

様式第15号（第15条関係）

様式第 1 5 号（第 1 5 条関係）

景観計画区域内における行為の完了報告書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで届け出た下記の行為が完了したので、朝霞市景観条例第 1
8 条の規定により関係図書を添えて報告します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
景観計画区域内に おける行為の届出書 受 付 番 号	年 月 日 第 号
行 為 の 完 了 年 月 日	年 月 日

様式第16号（第15条関係）
様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）

景観計画区域内における行為の中止報告書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで届け出た行為を下記のとおり中止したので、朝霞市景観条例第 1 8 条の規定により報告します。

記

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
景観計画区域内に おける行為の届出書 受 付 番 号	年 月 日 第 号
行為の中止年月日	年 月 日
中 止 の 理 由	

様式第17号（第16条関係）

様式第17号（第16条関係）

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提案者
住 所
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第20条第1項又は第2項の規定により、関係図書を添付して、下記のとおり提案します。

記

名 称	
所 在 地	
（提案者が所有者 と異なる場合） 所有者の住所及び 氏 名	
建 築 年 月 日	年 月 日
外 観 の 特 徴	
提 案 の 理 由	

備考

- 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所及び氏名を記載してください。
- 2 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記載してください。
- 3 景観法施行規則第7条に規定する書類を添付してください。
- 4 この提案書は、2部提出してください。

様式第18号（第16条関係）
様式第18号（第16条関係）

景観重要建造物指定提案結果通知書		第	号
		年	日
様		月	
朝霞市長		印	

年 月 日付けで景観重要建造物の指定の提案があった建造物については、下記のとおり指定しないこととしましたので、景観法第20条第3項の規定により通知します。

記

提案された建造物の名称	
指 定 し な い 理 由	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第17条関係）
様式第19号（第17条関係）

景観重要建造物指定（指定解除）通知書

第 年 月 日 号 目

様

朝霞市長



景観重要建造物として下記のとおり（ 指定 ・ 指定解除 ）をしたので、景観法第21条第1項（景観法第27条第3項の規定を準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日 （指定解除年月日）	年 月 日
名 称	
所 在 地	
所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	
指定の理由となった 外 観 の 特 徴 又 は 指 定 解 除 の 理 由	
景観法第19条第1 項に規定する土地そ の他の物件の範囲	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第20号（第17条関係）

様式第20号（第17条関係）

景観重要建造物指定標識

朝霞市景観重要建造物

指定番号 第 号

建造物の名称

指定年月日 年 月 日

この建造物は、景観法により指定された景観重要建造物です。

20cm以上

25cm以上

様式第21号（第18条関係）
様式第 2 1 号（第 1 8 条関係）

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提案者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により、関係図書を添付して、下記のとおり提
案します。

記

樹 木 の 樹 種	
所 在 地	
（提案者が所有者 と異なる場合）所 有者の住所及び 氏 名	
樹 容 の 特 徴	
提 案 の 理 由	

備考

- 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住
所及び氏名を記載してください。
- 2 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記
載してください。
- 3 景観法施行規則第 1 2 条に規定する書類を添付してください。
- 4 この提案書は、2 部提出してください。

様式第22号（第18条関係）
様式第 2 2 号（第 1 8 条関係）

景観重要樹木指定提案結果通知書

第 年 月 日

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで景観重要樹木の指定の提案があった樹木については、下記のとおり指定しないこととしましたので、景観法第 2 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

提案された樹木の樹種	
指 定 を し な い 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号（第19条関係）
様式第23号（第19条関係）

景観重要樹木指定（指定解除）通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

景観重要樹木として下記のとおり（ 指定 ・ 指定解除 ）をしたので、景観法第30条第1項（景観法第35条第3項の規定を準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日 （指定解除年月日）	年 月 日
樹 種	
所 在 地	
所 有 者 の 住 所 所 及 び 氏 名	
指定の理由となった 樹 容 の 特 徴 又 は 指 定 解 除 の 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号（第19条関係）

様式第24号（第19条関係）

景観重要樹木指定標識

朝霞市景観重要樹木

指定番号

第

号

樹

種

指定年月日

年

月

日

この樹木は、景観法により指定された景観重要樹木です。

20cm以上

25cm以上

様式第25号（第20条関係）

様式第 2 5 号（第 2 0 条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第 2 2 条第 1 項本文又は景観法第 3 1 条第 1 項本文の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状を下記のとおり変更したいので申請します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は 樹 木 の 樹 種	
現 状 変 更 の 種 類	
現 状 変 更 の 場 所	
設 計 又 は 施 行 方 法	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

備考

- 1 景観重要建造物の現状変更においては景観法施行規則第 9 条第 2 項各号、景観重要樹木の現状変更においては景観法施行規則第 1 4 条第 2 項各号に掲げる図書を添付してください。
- 2 この申請書は、2 部提出してください。

様式第26号（第20条関係）

様式第26号（第20条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更について、下記の条件を付して景観法第22条第1項本文又は景観法第31条第1項本文の規定により許可したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
所 在 地	
許 可 の 条 件	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第27号（第20条関係）
様式第27号（第20条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更不許可通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更について、下記の理由により許可をしないので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
所 在 地	
不 許 可 の 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第28号（第20条関係）
様式第 2 8 号（第 2 0 条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更協議書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第 2 2 条第 4 項（景観法第 3 1 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の
規定に基づき景観重要建造物（樹木）について下記のとおり現状変更を行いたいので協議
を申し出ます。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称 又は樹木の樹種	
所 在 地	
行 為 の 種 類	
現状変更の場所	
設計又は施行方法	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

備考

- 1 景観重要建造物の現状変更については景観法施行規則第 9 条第 2 項各号、景観重
要樹木の現状変更については景観法施行規則第 1 4 条第 2 項各号に掲げる図書を添
付してください。
- 2 この協議書は、2 部提出してください。

景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



あなたが行った行為は、景観法第22条第1項又は第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、景観法第23条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わる措置をとることを命令します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
命 令 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第30号（第21条関係）

様式第30号（第21条関係）

景観重要建造物（樹木）の管理に関する命令書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物又は景観重要樹木について、景観法第26条又は景観法第34条の規定により、下記の措置をとることを命令します。

記

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
命 令 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	年 月 日

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第31号（第21条関係）

様式第 3 1 号（第 2 1 条関係）

景観重要建造物（樹木）の管理に関する勧告書

第 年 月 号 日

様

朝霞市長 

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物又は景観重要樹木について、景観法第 2 6 条又は景観法第 3 4 条の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

記

指 定 番 号	第 年 月 日
指 定 年 月 日	第 年 月 日
建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
勧 告 の 理 由	
と る べ き 措 置	
履 行 期 限	第 年 月 日

様式第32号（第22条関係）
様式第32号（第22条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が下記のとおり変わりましたので、景観法
第43条の規定により届け出ます。

記

指 定 番 号			第 号
指 定 年 月 日			年 月 日
建造物の名称又は 樹 木 の 樹 種			
所 在 地			
所有者	変更前	住所	
		氏名	
	変更後	住所	
		氏名	
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日			年 月 日

様式第33号（第23条関係）
様式第33号（第23条関係）

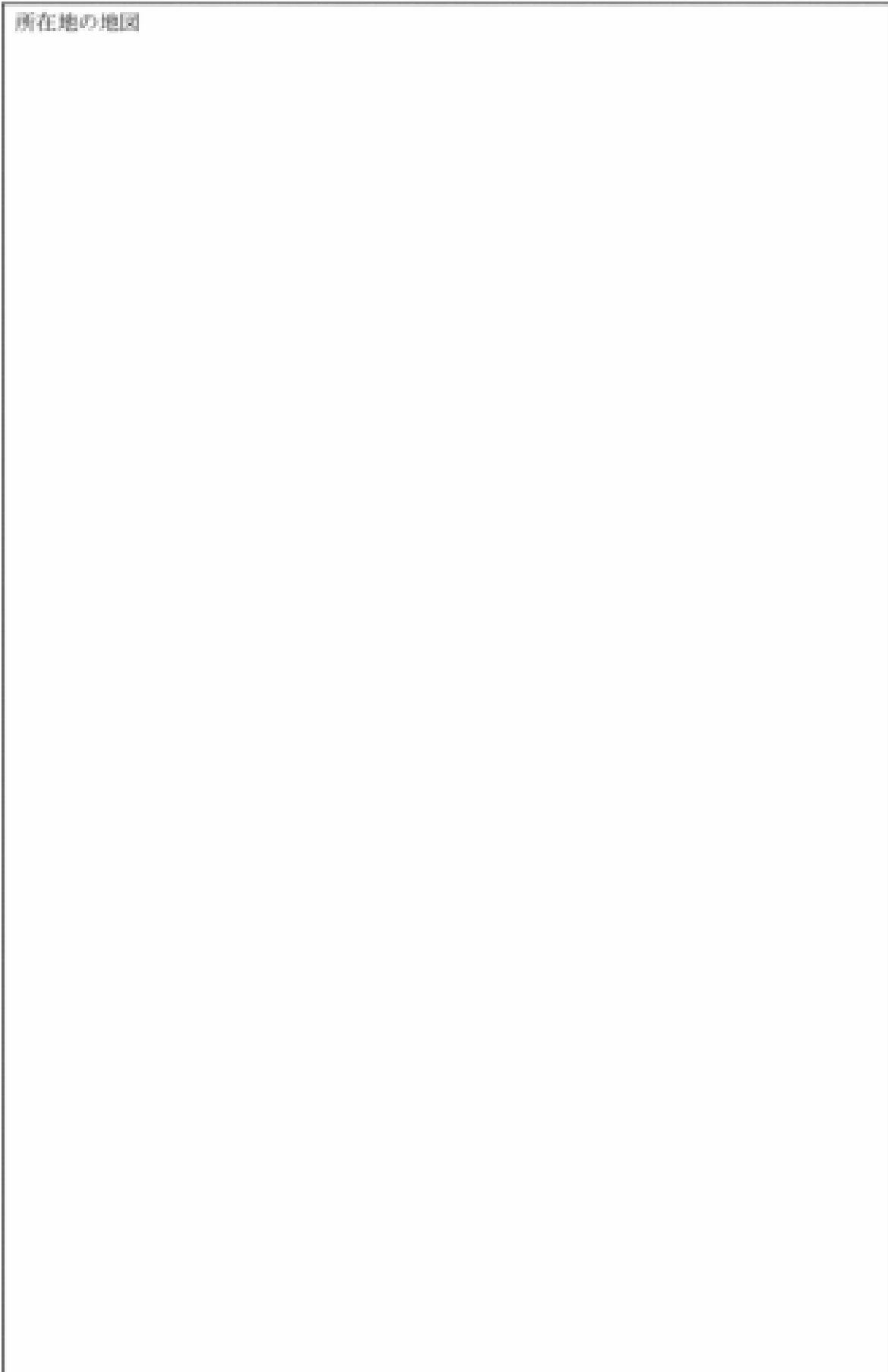
(表)

景観重要建造物（樹木）台帳

景観重要建造物・ 景観重要樹木				
建造物の名称・樹種名				
指 定 番 号		第 号		
所 有 者	住 所			
	氏 名		電 話	
管 理 者				
指定年月日		年 月 日		
所 在 地				
建 築 年 月 日 ・ 樹 齢		年 月 日 ・ 約 年		
外観・樹容の特徴				
写真				

(裏)

所在地の地図



様式第33号の2（第23条の2 関係）

様式第33号の2（第23条の2 関係）

景観協定認可申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法〔第81条第4項
第90条第1項〕の規定により、景観協定の認可を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
景観協定の目的となる 土 地 の 総 地 積	
景 観 協 定 の 内 容	
景観協定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

様式第33号の3（第23条の2－第23条の4関係）
様式第33号の3（第23条の2－第23条の4関係）

景観協定に関する調書

年 月 日作成

協定の目的となる土地の所在 する当該地の地名及び地番	地 積	土地の所有者の 氏 名	借地権を有する者 の 氏 名

備考 協定の目的となる土地の所在する当該地の地名及び地番の欄は、申請時の内容を記載すること。

様式第33号の4（第23条の2関係）
様式第33号の4（第23条の2関係）

景観協定認可（不認可）通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観協定については、景観法

$\left\{ \begin{array}{l} \text{第81条第4項} \\ \text{第90条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、次のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{認 可} \\ \text{不認可} \end{array} \right\}$ としましたので

通知します。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
理 由 (不 認 可 の 場 合)	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第33号の5（第23条の3 関係）
様式第 3 3 号の5（第 2 3 条の 3 関係）

景観協定変更認可申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観協定の変更の認可を受けたいので、景観法第8 4 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称		
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域		
認 可 番 号	第 号	
認 可 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

備考 景観法第8 1 条第1 項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

様式第33号の6（第23条の3関係）
様式第33号の6（第23条の3関係）

景観協定変更認可（不認可）通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更について、景観法
第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により次のとおり
（認可・不認可）としましたので通知します。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
理 由 （ 不 認 可 の 場 合 ）	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第33号の7（第23条の4関係）

様式第33号の7（第23条の4関係）

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

韮崎市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観協定の廃止の認可を受けたいので、景観法第88条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
景観協定の目的となる 土地の所有者等の人数	人
上 記 人 数 の う ち 協 定 廃 止 合 意 者 数	人
廃 止 の 理 由	

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等のうち、当該申請に同意した全ての者の委任状を添付すること。

様式第33号の8（第23条の4 関係）
様式第33号の8（第23条の4 関係）

景観協定廃止認可（不認可）通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観協定の廃止について、景観法第86条第1項の規定により次のとおり（認可・不認可）としましたので通知します。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
理 由 （ 不 認 可 の 場 合 ）	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第33号の9（第23条の5 関係）
様式第 3 3 号の9（第 2 3 条の5関係）

景観協定発効届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第90条第4項の規定により、景観協定が発効を有することとなりましたので、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

景 観 協 定 の 名 称	
景観協定の目的となる 土 地 の 区 域	
認 可 番 号	第 号
認 可 年 月 日	年 月 日
効力を有すること とな っ た 年 月 日	年 月 日
景観協定の有効期間	年間

様式第34号（第24条関係）

様式第34号（第24条関係）

景観づくり団体認定（変更）申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

事務所の所在地
団体名
代表者名
電話番号

朝霞市景観条例第26条第2項の規定により、景観づくり団体の認定について（申請内容の変更について）下記のとおり申請します。

記

事務所の所在地	
団体構成員の数	人
活動の目的 （認定申請の場合）	
活動の内容 （認定申請の場合）	
認定番号 （変更申請の場合）	第 号
変更事項 及び変更理由 （変更申請の場合）	

景観づくり団体認定（不認定）通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 印

年 月 日付けで申請のあった団体について、下記のとおり（認定・不認定）としましたので通知します。

記

団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日 (変更認定年月日)	年 月 日
理由 (不認定の場合)	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第36号（第24条関係）

様式第36号（第24条関係）

景観づくり団体廃止届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

事務所の所在地
団体名
代表者名
電話番号

朝霞市景観条例第26条第3項の規定により、景観づくり団体について、下記のとおり
廃止したので届け出ます。

記

景観づくり団体 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

様式第37号（第24条関係）

様式第 3 7 号（第 2 4 条関係）

景観づくり団体認定取消申出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

事務所の所在地
団体名
代表者名
電話番号

朝霞市景観条例第26条第4項の規定により、景観づくり団体について、下記のとおり認定の取消しを申し出ます。

記

景観づくり団体の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
取消しを受けようとする理由	

景観づくり団体認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 

景観づくり団体の認定を下記のとおり取り消したので、朝霞市景観規則第24条第7項の規定により通知します。

記

景 観 づ く り 団 体 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第39号（第25条関係）
様式第39号（第25条関係）

景観づくり協定認定（変更）申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

朝霞市景観条例第27条第2項の規定により、下記の景観づくり協定の認定について申請します。

記

協 定 の 名 称	
協 定 の 目 的	
取 組 内 容	
土地所有者等の人数	人
協 定 の 区 域	
協定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認 定 番 号 (変更申請の場合)	第 号
変 更 事 項 及び変更の理由 (変更申請の場合)	

備考 土地所有者等の人数は、協定の区域内の土地所有者及び借地権を有する者の総計を記入してください。

様式第40号（第25条関係）

様式第40号（第25条関係）

景観づくり協定認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで申請のあった協定について、下記のとおり（認定・不認定）としましたので通知します。

記

協定の名称	
認定番号	第 号
認定年月日 (変更認定年月日)	年 月 日
理由 (不認定の場合)	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第41号（第25条関係）
様式第 4 1 号（第 2 5 条関係）

景観づくり協定更新申請書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

朝霞市景観条例第 2 7 条第 3 項の規定により、景観づくり協定について、下記のとおり更新したいので申請します。

記

景 観 づ く り 協 定 の 名 称	
認 定 年 月 日	
景観づくり協定 の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
更新後の景観 づくり協定の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第42号（第25条関係）
様式第 4 2 号（第 2 5 条関係）

景観づくり協定廃止届出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

朝霞市景観条例第 2 7 条第 4 項の規定により、景観づくり協定について下記のとおり
廃止したので届け出ます。

記

景 観 づ く り 協 定 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

様式第43号（第25条関係）

様式第 4 3 号（第 2 5 条関係）

景観づくり協定認定取消申出書

年 月 日

朝霞市長 宛て

提出者
住 所
氏 名
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

朝霞市景観条例第 2 7 条第 5 項の規定により、景観づくり協定について下記のとおり
認定の取消しを申し出ます。

記

景 観 づ く り 協 定 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 し を 申 し 出 る 理 由	

様式第44号（第25条関係）
様式第44号（第25条関係）

景観づくり協定認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



景観づくり協定の認定を下記のとおり取り消したので、朝霞市景観規則第25条第8項の規定により下記のとおり通知します。

記

景観づくり協定の名称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第45号（第26条関係）

様式第45号（第26条関係）

あさか景観資源選定通知書

第 年 月 日

様

朝霞市長



朝霞市景観条例第29条第1項に規定するあさか景観資源を下記のとおり選定しましたので同条第3項の規定により通知します。

記

選 定 番 号			第 号		
選 定 年 月 日			年 月 日		
景 観 資 源 の 名 称					
所 在 地					
種 別			眺望できる場所 ・ 主たる眺望の対象		
(1) 眺望できる場所の名称					
(2) 主たる眺望の対象	建 築 物	用 途		建 築 時 期	年
		景 観 上 の 特 徴			
	建 築 物 以 外 の も の	種 類			
		規 模 等 の 概 要 及び景観上の特徴			

様式第46号（第26条関係）
様式第46号（第26条関係）

あさか景観資源選定解除通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 

あさか景観資源の選定を下記のとおり解除しましたので、朝霞市景観条例第29条第3項の規定により通知します。

記

選 定 年 月 日	
選 定 番 号	第 号
名 称	
所 在 地	
選定の解除年月日	年 月 日
解 除 の 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。